



もう悩まない! サービス中の あいまいゾーン

第1回

介護保険制度の範囲内でできる訪問介護サービスは基本的に法令等で内容が決まっています。しかし利用者の生活を支援していると、どうしても「あいまい」な内容が生じるもの。どう対処すべきか、事例をもとにその考え方を連載で紹介します。



監修・執筆 / 能本守康

介護福祉士、主任介護支援専門員、相談支援専門員、日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー、日本介護支援専門員協会常任理事、(株)ケアファクトリー代表取締役などを務める。著書に『Q&A 訪問介護サービスのグレーゾーン 改訂版』(ぎょうせい)などがある。

ルールの解釈の違いが「あいまいゾーン」を生む

皆さんは「あいまいゾーン」(一般的には「グレーゾーン」と呼ばれていますが)の判断で困ったことはありませんか? そのとき、どう対応しましたか? 本人の希望に沿ってケアマネジャーと相談して決めた。でも、なにか不安が残ったので行政に電話したらダメと言われた……などという経験はないでしょうか?

介護保険制度などにはルールがあります。まずは関係する法令、省令、通知などをしっかり理解しておく必要があります。ルールに書いてあることに抵触していれば、それは「あいまい」ではなく、明らかに「してはいけないこと」です。でも、制度のルールを読んでも、あまり具体的に書いてありません。さらにその読み方によっても解釈に食い違いが生じかねません。そのときは、複数の人たちで話し合って判断することが必要です。複数の人たちとはケアチームのメンバーをさします。

ケアチームで関わることを忘れない!

介護保険制度は、ケアマネジメントに基づくケアチームで支援する必

要があります。メンバーはケースによって異なりますが、少なくとも皆さんが関わる場合は、本人及び家族、ホームヘルパー、主治医、ケアマネジャーが構成員になります。

まずケアチーム全員で利用者が今後どのような生活を希望しているのかを共有します。その上で、ホームヘルパーに求められる支援を明確にします。その際に、その支援は制度のルールを満たしているか、本人の自立に資する内容になっているか、を確認します。具体的には、

- ① その支援をすることが本人の望む暮らしの実現に効果があるか
- ② 自分でできることを支援してしまっていないか
- ③ 生活援助は本人の療養環境の維持につながる目的になっているか

などを検討します。これらのことには現場で考え、決めていく判断力を身につけることが求められます。そのためには考える道筋が大切です。

では、これから連載を通していくつかの事例をもとに、その判断基準を示していきます。まず今回は起こりがちな3つの事例から、考えの筋道を具体的に紹介しましょう。

判断の根拠となる3つの視点

非医療行為かどうか

ホームヘルパーは医療行為はできません。しかし一方で、以前は医療行為とされていたことが法改正によって、非医療行為としてホームヘルパーにも認められるようになってきました。まずは法(医師法第17条など)を確認しましょう。

日常生活の援助かどうか

日常生活かどうかの判断は非常にあいまいになる部分です。利用者にとっては全てが生活です。しかし、私たちは全てを支援できません。あくまでも日常的に繰り返される最小限の生活上の支援かどうかポイントになります。

直接本人の援助かどうか

介護保険制度などの社会保障はあくまでも給付対象者(利用者)のための支援であることが条件です。しかし生活場面では、本人と家族との線引きをすることが難しい場面が多くあります。「本人のためか」を常に意識しましょう。

Q 同居家族も使用するトイレは掃除できますか？

日中独居の利用者です。生活援助の掃除で支援に入る際に、家族も使用するトイレの掃除を依頼されました。本人も使用するのであれば問題ないと思うのですが、対応してもよいのでしょうか？

A 原則できませんが、使用時に汚してしまった場合は可能と判断できます。

基本的に家族も使用する場所の掃除はできません。あくまでも本人のみが使用している場所が対象です。家族も使用する場所は家族によって掃除していただくこととなります。ただ、使用の度に著しく汚してしまう場合などは掃除可能と判断できます。



こう考えよう

同居家族がいる場合、家族による支援が優先です。ですから日中独居といえども家族が在宅時に支援できるのであれば、家族による支援を優先してください。特にこの事例のようなトイレやお風呂などは、本人が使用していたとしても家族も日常的に使用するのであれば家族が掃除することになります。

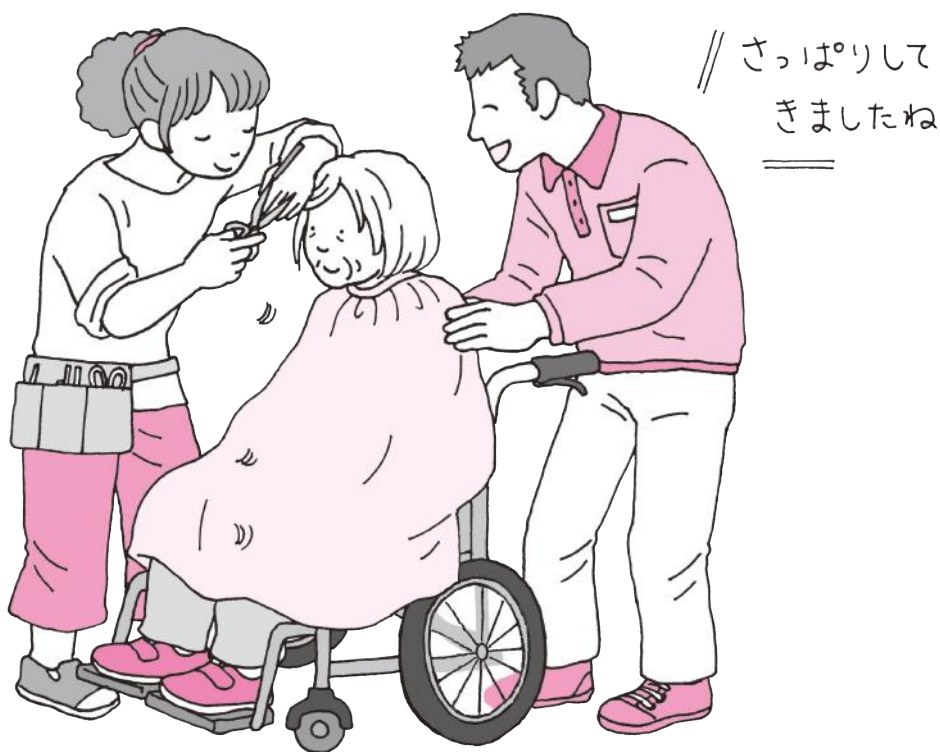
しかし、例えば本人がトイレを使用するつど、便器回りを汚してしまうなど、安全かつ清潔に使用することが困難な場合、掃除をすることは可能と判断できます。お風呂の場合は、利用者が入浴した後の簡単な掃除は認められますが、浴槽にもともとついていた水垢を洗剤で除去するなどは家族の対応になります。

Q 美容室の付き添いは できますか？

普段から車椅子を利用している利用者に、美容室に同行してほしいと頼まれました。
付き添っても構わないですか？

A カットやシャンプーなど、清潔保持の 目的であれば一概にダメとは言えません。

優先順位としては家族やインフォーマルな社会資源（近隣・友人など）での対応になりますが、家族などの支援が得られず、髪が伸びてしまい、清潔保持が難しいような状態であれば、訪問介護でホームヘルパーが同行していくことは可能です。



こう考えよう

美容室や理髪店への同行は、上でも述べたように、家族や知人による同行、または訪問理美容サービスの活用が優先されます。これらの方法が調整できない場合での対応になります。パーマや毛染めなど、療養環境の維持に該当しない目的の場合は算定できません。

また、外出支援になるため、身体的に介助が必要であることが対応する条件となります。さらに、カット中

に体を支えるなどの介助が必要でなければ、美容室内の時間はサービスとして算定することはできません。

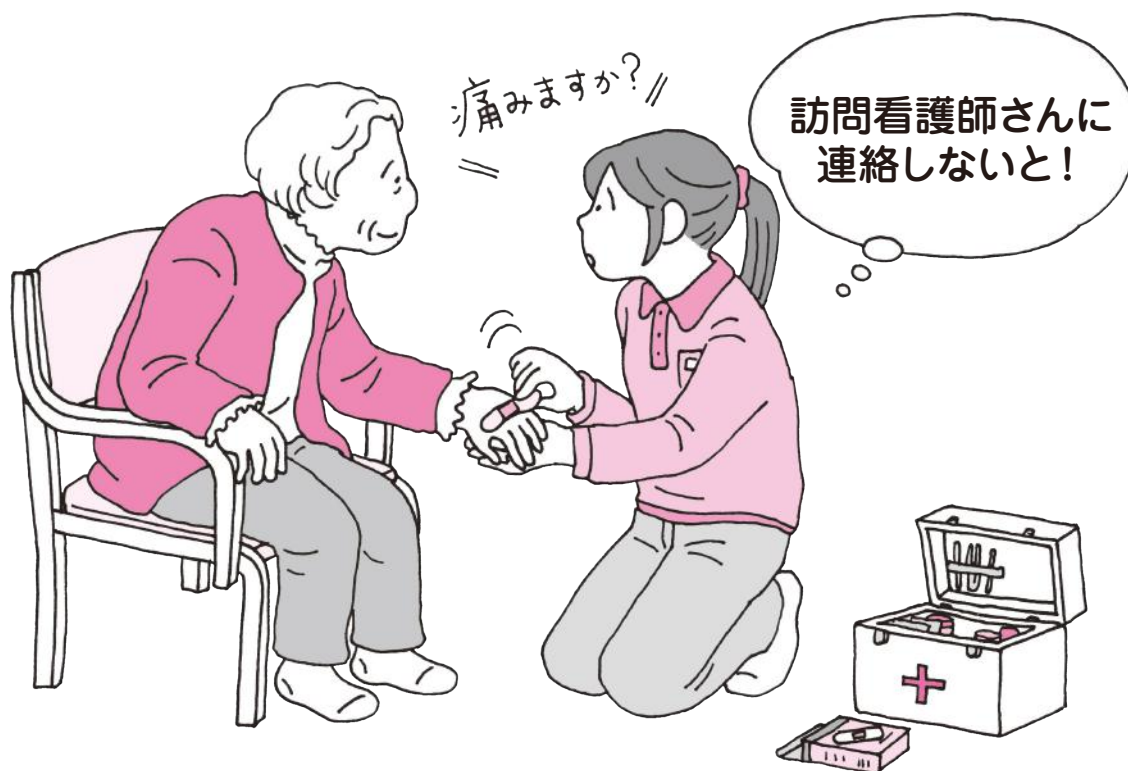
よってこの場合、往復の身体介助をしながらの移動、例えば車いすを押していく、タクシーなどを頼んで後部座席でホームヘルパーが体を支え続ける必要がある、などの理由がなければ算定の対象にはなりません。適切にケアチーム内でアセスメントしてください。

Q ばんそうこう絆創膏を貼ってもよいですか？

サービス中に利用者が転んで擦り傷を負ってしまいました。多少出血もしていますが、病院に行くほどではない場合、応急処置として市販の絆創膏を貼ってもよいですか？

A 貼っても大丈夫です。

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)によると「軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)」は医療行為ではないとされています。



こう考えよう

その傷が軽微かどうかはその場で判断することになります。たとえ些細な傷でも軽く見てはいけません。もしかすると傷から感染症を引き起こすかもしれません。できればその後すみやかに、ケアマネジャーや訪問看護師などに報告してください。

また、創部に血液や外部からの異物が付着している場合は、水で洗い流しましょう。市販の吹き付けるタイ

プの消毒剤などがあれば使用しても構いませんが、綿球やガーゼを使って消毒するなどは、医療行為になりますので避けてください。利用者宅に絆創膏が見当たらない場合、出血があれば応急的に清潔なタオルなどを当て、早急に医療職による処置を受けられるよう連携してください。